

伊方発電所 審査資料 R1
提出年月日 2021年2月19日

資料③⑨

原子炉施設の保全のための活動
と第5条（保安に関する職務）
の整理について

令和3年2月
四国電力株式会社

【伊方発電所原子炉施設保安規定（2020.11.27申請、2021.2.5補正）】

【凡例】
 ・朱記：主語（行為者）
 ・下線：申請箇所
 ・黄色マーカー：関連する職務内容

No	第5条（保安に関する職務）	第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の5、第17条の6、第122条、第130条、第131条、第132条、第133条	添付2、添付3	整理結果
1.	36 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等 、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。	（火災発生時の体制の整備） 第17条（中略） 2 各課長は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	添付2 火災、内部溢水、火山現象（降灰）、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準 1 火災 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項から1.6項を含む火災防護計画を策定する。また、各課長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。	保全のための活動と第5条は、整合している。
2.	36 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等 、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。	（内部溢水発生時の体制の整備） 第17条の2（中略） 2 各課長は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	添付2 火災、内部溢水、火山現象（降灰）、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準 （中略） 2 内部溢水 2.5 原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は、2.1項から2.4項で定めた計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 2.6 定期的な評価 （1）各課長は、2.5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。	保全のための活動と第5条は、整合している。
3.	36 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等 、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。	（火山影響等発生時の体制の整備） 第17条の2の2（中略） 2 各課長は、前項の計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	添付2 火災、内部溢水、火山現象（降灰）、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準 （中略） 3 火山現象（降灰）、降雪 3.5 原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は、3.1項から3.4項で定めた計画に基づき、火山影響等発生時または降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 3.6 定期的な評価 （1）各課長は、3.5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。	保全のための活動と第5条は、整合している。
4.	36 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、 その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等 、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。	（その他自然災害発生時等の体制の整備） 第17条の3（中略） 2 各課長は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	添付2 火災、内部溢水、火山現象（降灰）、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準 （中略） 4 地震 4.5 原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は、4.1項から4.4項で定めた計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 4.6 定期的な評価 （1）各課長は、4.5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。 （中略） 5 津波 5.5 原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は、5.1項から5.4項で定めた計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。	保全のための活動と第5条は、整合している。

No	第5条（保安に関する職務）	第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の5、第17条の6、第122条、第130条、第131条、第132条、第133条（続き）	添付2、添付3	整理結果
5.	<p>(続き)</p> <p>36 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p>	<p>(有毒ガス発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の3の2 (中略)</p> <p>2 各課長は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を実施する。</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、放射線・化学管理課長に報告する。放射線・化学管理課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>5.6 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、5.5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。 (中略)</p> <p>6 竜巻</p> <p>6.5 原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は、6.1項から6.4項で定めた計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>6.6 定期的な評価 (1) 各課長は、6.5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。</p> <p>添付2 火災、内部溢水、火山現象（降灰）、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準 (中略)</p> <p>7 有毒ガス</p> <p>7.5 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動の実施 各課長は、7.1項から7.4項で定めた計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を実施する。</p> <p>7.6 定期的な評価 (1) 各課長は、7.5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、放射線・化学管理課長に報告する。</p>	<p>保全のための活動と第5条は、整合している。</p>
6.	<p>36 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p>	<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の5 (中略)</p> <p>2 各課長は、前項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全技術課長、訓練計画課長または発電課長に報告する。安全技術課長、訓練計画課長および発電課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>1 重大事故等対策 1.2 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は、1.1で定めた計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>1.3 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動の定期的な評価 (1) 各課長は、1.2項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全技術課長、訓練計画課長または発電課長に報告する。</p>	<p>保全のための活動と第5条は、整合している。</p>
7.	<p>36 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p>	<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の6 (中略)</p> <p>2 各課長は、前項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全技術課長、訓練計画課長または発電課長に報告する。安全技術課長、訓練計画課長および発電課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>2 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項 2.3 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は、2.1および2.2で定めた計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>2.4 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動の定期的な評価 (1) 各課長は、2.3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全技術課長、訓練計画課長または発電課長に報告する。</p>	<p>保全のための活動と第5条は、整合している。</p>

No	第5条（保安に関する職務）	第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の5、第17条の6、第122条、第130条、第131条、第132条、第133条 (原子力防災資機材等の整備) 第122条 各課長は、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等を定めるに当たり、所長の承認を得る。 （注1）36項に記載している非常時の措置については、第9章の非常時の措置を指しており、原子力防災に係る計画や緊急事態に必要な資機材をあらかじめ定めおくことを規定している。	添付2、添付3	整理結果
8.	36 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等、有毒ガス発生時における原子炉施設の防護のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。（注1）	（所員への保安教育） 第130条 3 各課長は、保安教育の具体的な内容を定め、これにもとづき、第1項の保安教育実施計画による保安教育を実施するとともに、年度毎に実施結果を所長に報告する。 ただし、各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。（注2） （注2）有毒ガスの対応については、放射線・化学管理課が行う。	添付2、添付3	非常時の措置と第5条は、整合している。
9.	36 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等、有毒ガス発生時における原子炉施設の防護のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。	（協力会社従業員への保安教育） 第131条 5 各課長は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水および火山影響等発生時、その他自然災害（地震、津波および竜巻等）発生時ならびに有毒ガス発生時の措置における業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表130-1の保安教育のうち「火災、内部溢水および火山影響等発生時、その他自然災害（地震、津波および竜巻等）発生時ならびに有毒ガス発生時の措置に関すること」の実施計画を「左記以外の技術系所員」に準じて定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。（注3） （注3）有毒ガスの対応については、放射線・化学管理課が行う。	添付2、添付3	所掌業務に基づき実施する保安教育の規定と第5条は、整合している。
10.	36 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、その他自然災害発生時における原子炉施設の防護のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。	（記録） 第132条 各課長は、表132-1に定める保安に関する記録のうち第1号については保存し、その他の号については作成し、保存する。ただし、表132-1第39号、第40号、第41号および第42号は、原子力部長が組織に作成させ、保存させる。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 （注4）36項に記載している記録については、第11章の記録を指しており、法令等に定められた保安管理上重要な記録を適正に作成・保存することを規定している。	添付2、添付3	記録の規定と第5条は、整合している。
11.	36 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、その他自然災害発生時における原子炉施設の防護のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。（注4）	（注4）36項に記載している記録については、第11章の記録を指しており、法令等に定められた保安管理上重要な記録を適正に作成・保存することを規定している。	添付2、添付3	記録の規定と第5条は、整合している。

No	第5条（保安に関する職務）	第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の5、第17条の6、第122条、第130条、第131条、第132条、第133条	添付2、添付3	整理結果
12.	<p>36 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。（注5）</p>	<p>（報告） 第133条 各課長は、次に定める事項について、直ちに所長および原子炉主任技術者に報告する。 （中略） 2 所長および原子炉主任技術者は、前項で定める事項について報告を受けた場合、発電管理部長に報告する。 3 発電管理部長は、前項の報告を受けた場合、社長および原子力本部長に報告する。 4 第1項(1)に定める事項に該当した場合は、直ちに原子力規制委員会へ報告する。</p>	<p>添付2、添付3</p> <p style="text-align: center;">—</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（注5）36項に記載している報告については、第11章の報告を指しており、原子炉施設において、事故故障等の事象およびこれらに準ずるものが発生した場合に社長等に報告することを定めている。</p> </div>	<p>報告の規定と第5条は、整合している。</p>

以上